

ライオンズクラブ国際協会 333-D 地区 災害見舞積立金規定

第1条 目的

緊急災害その他これに類する事項の応急的な援助のため、「333-D 地区災害見舞積立金」(以下積立金という)を設ける。

第2条 積立金の調達

- (1) 地区年次大会の記念事業として行うアクティビティが完了し、剰余金が生じた場合は、キャビネット会議の議決を経てこれを積立金に繰り入れることができる。
- (2) 積立金は常時最低目標額を 800 万円として、最低額に不足が出た場合は、地区年次大会の議決を経て会員に積立金の拠出方を要請することができる。
但し、この要請額は一人年間 1,000 円を限度とする。
- (3) 積立金から生じる利息は積立金に繰り入れる。

第3条 援助の対象

援助の対象は、災害救助法を適用された 333-D 地区内の災害並びにこれに準ずる国内及び国外の災害の内から、災害見舞積立金委員会(以下委員会という)の議決により採択する。

第4条 委員会の構成

- (1) 委員会は、地区ガバナー、名誉顧問会議長、第一・第二副地区ガバナー、キャビネット幹事、キャビネット会計、ゾーン・チェアパーソンをもって構成する。
委員長には地区ガバナー、副委員長には第一・第二副地区ガバナーが当たる。
- (2) 委員長不在、または事故ある時は副委員長がこれに当たる。

第5条 運用

- (1) 援助の発案は、地区ガバナーが行う。
- (2) 333-D 地区内に災害が発生した場合は、災害発生時の被災地クラブ会長は災害状況を速やかに所属ゾーン・チェアパーソンから、キャビネット幹事に通報する。
- (3) 援助に当たっては、全委員の 2 分の 1 以上の賛成を要する。ただし、必要に応じて電話、ファックスによって決定し、事後文書でそれを確認することができる。
- (4) 援助の額及び援助の方法は、その都度できるだけ速やかに決定する。
- (5) 地区内外の緊急を要する災害については、委員長の責任において積立金より緊急援助することができる。但し、運用内容等詳細事項を委員会に事後報告の上、承認を得ること。
- (6) 地区ガバナーは、速やかに被災地のゾーン・チェアパーソンよりその用途の報告

を受け、各クラブ会長に通知する。

第6条 監査等

委員会は、積立金を年2回監査委員の監査を受けるとともに、期末における残額は、次期委員会に引き継ぐものとする。

第7条 積立金の調達に関する経過措置

第2条の規定にかかわらず、積立金が最低額に達するまでは、期末における地区年次大会会計の剰余金の一部を、キャビネット会議の議決を経て積立金に繰り入れることができる。

(付則)

2005年4月23日制定、2005年7月1日施行。

2012年4月8日、第58回年次大会議決を経て一部改正、2012年4月9日施行する。

2015年6月15日、第4回キャビネット会議において、「リジョン・チェアパーソン」の文言を削除し、施行。